

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 25 日（金）第 297 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○指定代理納付者の指定（5件）（財政課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第278号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
株式会社トラストバンク
東京都渋谷区二丁目24番12号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金（インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。）
- 3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで。ただし、指定代理納付に係る契約に基づき当該契約を更新する場合は、契約を解除する場合を除き、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

鹿児島県告示第279号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
トヨタファイナンス株式会社
愛知県名古屋市西区牛島町6番1号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金（インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
国際ブランドマーク（VISA又はMasterCardに限る。）が付されたクレジットカード
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで。ただし、指定代理納付に係る契約に基づき当該契約を更新する場合は、契約を解除する場合を除き、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

鹿児島県告示第280号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
株式会社鹿児島カード
鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金（インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
国際ブランドマーク（JCB, AMERICAN EXPRESS,
Diners Club, VISA又はMastercardに限る。）が付されたクレジット
カード
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鹿児島県告示第281号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
SBペイメントサービス株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番2号汐留住友ビル25階
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金（インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
国際ブランドマーク（VISA, Mastercard, JCB,
AMERICAN EXPRESS又はDiners Clubに限る。）が付されたクレジット
カード
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。ただし、指定代理納付に係る契約に基づき
当該契約を更新する場合は、契約を解除する場合を除き、1年間延長するものとし、以後も
同様とする。

鹿児島県告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金（インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
国際ブランドマーク（VISA, Mastercard, JCB,
AMERICAN EXPRESS又はDiners Clubに限る。）が付されたクレジット
カード
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

令和3年9月1日から令和4年8月31日まで。ただし、指定代理納付に係る契約に基づき当該契約を更新する場合は、契約を解除する場合を除き、1年間延長するものとし、以後も同様とする。